



775号

〒144-0052 東京都大田区蒲田 5-10-2 日港
福会館 5階

Tel 03(3733)5621 Fax 03(3733)5622

メール roren@kensu.jp

ホームページ http://www.kensu.jp/

全国検数労働組合連合
書記局

6月27日(木) 第5回 検数労連24夏季一時金交渉 10:00~11:00

両協会ともに修正回答は困難・・・。

組合要求との関係では不満が残るものの、機関手続きに入る旨を表明。

【2024夏季一時金有額回答(日検協会)】

1. 支給額

(1) 職員・雇員

(本給+家族手当)×乗率+都市加算+α

(213,866+10,253)×2.10ヶ月+40,134円+α

全国平均510,784円+α

(2) 試用期間中の職員

{(本給+家族手当)×乗率+都市加算+α}×0.8×在籍日数/180日

2. 支給日 2024年 7月10日

3. 支給対象者 2024年7月10日現在、在籍の職員・雇員

4. 計算期間 2023年12月1日より2024年5月31日までとする。

5. その他の取り扱い、従来通りとする。

以上

【2024夏季一時金有額回答(全日検)】

1. 支給額

(1) 職員

算式 (本給+役付)×乗率+一律+α

職員平均(234,422円)×1.640+81,111円+α

全国一人平均465,563円+α

① 一律	= 1年以上5年未満	全国一律	70,000円
	10年未満	全国一律	75,000円
	15年未満	全国一律	80,000円
	20年未満	全国一律	85,000円
	25年未満	全国一律	90,000円
	25年以上	全国一律	100,000円

② α = 調整加算

(2) 勤続一年未満の職員 本給 × 2.0ヶ月

(3) 見習い職員 全国一律 80,000円

(4) 準職員 半年未満 全国一律 30,000円

1年未満 全国一律 60,000円

5年未満 全国一律 80,000円

10年未満 全国一律 110,000円

10年以上 全国一律 120,000円

(5) 契約雇員 全国一律 140,000円

2. 支給日: 2024年7月10日(水)

ただし、5銀行営業日前までの妥結意思表明を条件とする。

3. その他

(1) 支給日当日の在籍者に対し、2024年6月1日現在の身分給与により計算し支給する。

(2) 支給計算期間について

2023年11月1日~2024年4月30日

(3) その他は従来通りとする。

以上

【全日検】

前回の交渉で全日検を取り巻く事業環境等を説明したうえで有額回答を提示したが、労組より回答に対する修正を求められ、今日まで精査した。しかしながら、前回の交渉で提示した回答は全日検を取り巻く事業環境を精査したうえで、最大限努力した回答であり、これ以上の修正は困難である。

【第5回一時金交渉】

6月27日(木)第5回検数労連24夏季一時金交渉で、組合は両協会に修正回答の提示を求め交渉を行いました。

【日検協会】

前回の交渉で、労組から修正回答を求められ、回答を持ち帰り今日まで様々な角度から検討を重ねてきた。しかしながら、現回答は協会として諸物価高騰から従業員を守るべく最大限努力した回答であり、これ以上の修正回答は困難と言わざるを得ないことから、現回答をもって判断していただこうと思う。

【組合主張】

両協会からは『修正回答は困難である』との回答を受け、組合は休憩をはさみ検討した結果、次の主張を行い、機関手続きに入る旨を表明しました。

【両協会に対して】

本日、修正回答が示されず不満を残す結果となった。アルファ回答については、日々人員不足の中で職場を支え、努力し続けている組合員のモチベーションを大きく引き下げるものであることを受け止めること。

支店間格差の要因となつて

両協会からは『修正回答は困難である』との回答を受け、組合は休憩をはさみ検討した結果、次の主張を行い、機関手続きに入る旨を表明しました。

【両協会に対して】

本日、修正回答が示されず不満を残す結果となった。アルファ回答については、日々人員不足の中で職場を支え、努力し続けている組合員のモチベーションを大きく引き下げるものであることを受け止めること。

支店間格差の要因となつて

支店条件(長期病欠者の支給基準の70%支給、通勤災害も労災と同等の取り扱い)および諸要求(厚生年金保険料の労使負担割合の見直し)については、具体的な前進回答が示されず不満を残す結果となった。

検数労働者の安心・安全を脅かす港湾の軍事利用に対しては『労使共同対応』が重要である。

次回交渉 7月3日(水) 10:00~ 第6回 検数労連24夏季一時金交渉
各地域闘争委員会は7月2日(火) 13:00までに『24夏季一時金中闘見解』
に対する意見をFAXまたはメールにて報告すること。